社会福祉法人全体図

社会福祉法人

事　業

○ 社会福祉事業

・第一種社会福祉事業（入所施設等）

・第二種社会福祉事業（通所施設、居宅サービス等）

○ 公益事業

・都道府県、市町村単独事業

・介護保険法の居宅介護支援事業など

○ 収益事業

・不動産の賃貸業、自動販売機の設置など

組　織

○ 役員

理事

◇ 6 人以上

◇ 構成要件

次に掲げるものが含まれていなければならない。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有するもの

② 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じているもの

③ （施設を設置している場合）施設の管理者

・特殊関係者が制限数以内等

監事

◇ 2 人以上（社会福祉事業について識見を有するもの及び財務管理に関する識見を有するものが含まれなければならない。）

○ 評議員会

・定数は、定款で定めた理事の員数を超える数

・評議員の要件

社会福祉事業の適正な運営に必要な識見を有する者

資　産

○ 基本財産（社会福祉事業に直接必要な資産を自己所有）

・土地、建物

・基本財産基金（施設を経営しない法人、施設を自己所有しない運営委託等）

○ その他財産（基本財産、公益事業用資産、収益事業用資産以外のもの）

公益事業用資産、収益事業用資産

定款（法人の根本規範）

定款内容

・法人運営の目的

（実施の社会福祉事業）

・組織

・資産

・解散等

・定款変更